



定價一匁

公私雜報
第十號



西垣文 
文庫 10
7290
10



伏禀

迷子 まひご

欠落 かひおち

落物 おちもの

むろひ物

盗まを物 ぬすまをもの

及び諸賣もの等々多く廣く世々弘め或る
問う便り成得たき事あり少しも遠慮な
く其もよろくの書林又々繪草子屋に事が
と委しく書きたるし由遣として其代に速
出版し四方に告げ知らせ申すべく
辰四月

公私雜報會社

西遊文庫



公私雜報第十號

慶應四年閏四月二十九日

○脱走兵糧米送方の儀に付歎願

上總邊へ脱走致し兵士の内當節下總船橋に
罷在の者ども既に鎮静い多し儀に付妄に亂
暴等仕ひる無之儀に儀に付座に得共自然延
引いての食料等追々欠乏相成不得止不立所業
等仕出の儀有之に裁と深心痛仕に付暫時滯
留中の食料とし米差遣し申度奉存の間何卒
送方差支無之様 御印章は下置の様仕度奉願

以上

田安家老

四月

水野因幡守

溝口伊勢守

本文願之通を差送り候事不苦候事

大總督宮

參謀 朱印

右の通相濟候に付同月廿九日米百五十俵候と
急し積廻し相成候事

○或人自かく罪を訴ふるの書蓋當時

顯職に在る人あるが

此度以 勅使江印下候第五條の儀夫々御慶置
可被遊に付々々輕罪の者重罰を受け重罪の
の輕罰を受け又々其罪何々其罰を免む候様
の次第にて人々心服仕らざる候勿論自然江
為對 天朝法欺罔の廢は相當に不容易候に付
篤し取調の上御所置に有之候に付迄に無之候
得ども右一件の者共は於々其段自訴仕候尋
の上委細の始末に上候方至極法都合宜に有候
座と奉存候に併右に私文の考候に餘人の如何

可有之哉難計鬼又角私豕心右一件の者又付此
段自訴仕置ゆる可然法所分奉願い此豕彼是遅
緩いてち尤不宜儀と深く心痛罷在い茶法諒察
至急法勇裁の程一刻千秋奉待い云云

○

松平肥後賊徒を集り隣境へ兵を出し官軍へ抗
し暴激益相募りい段相聞へい以付今般薩長兵
越後路へ紅差向い茶藩く十合速かよ追討致
旨御沙汰い事

○ 諭言一則

警撃外史

右昔とを賢き人の危険のめく遭遇し事善
悪と言ふは成り身と全ふまゝの道とせり或
時獅羊と呼びく問ふ曰く吾が息甚いりま
臭ひらうとつふりのあり真に然る狄羊答く曰
實に命の如しと茲又於く獅怒りて其頭を嚙み
切る多を次に狼と呼く前の如く問ふに狼は
羊が愚ある言を以て命を失ひて見く心又懼
む其の全く申すもの、ゆやまをまゝ最と快き
香ひこそいふしゆくと答へて獅冷笑ひく

汝ハ諛ツラひものありとて又狼を噛み殺しちるに扱
其次ハ狐を呼出しとて又前の如く問をせしと狐謝
しと曰く尊命ハハ得ども僕ヤシカシ此程より風邪カゼを
引きひく物の臭ひを更ニ辨へかゝくいと其他
何の言葉コトもわくしと退きとてわき

○雜說

閏四月七日夜水道橋邊ハと對手アヒテ不知殺害を致
ハ武士七人ハり翌朝ニ至リ其死骸と尽く水戸
殿の邸中ヤシキハ引取多し其内姓名相知まハ分左の
通

水戸殿御内

表御用人之由

高貳百五十石

淺羽甚五左衛門

小十人頭之由

高同斷

依田喜左衛門

元御城附之由

高貳百石

戸祭大膳

元大目付之由

高同斷

楠 貞輔

元御小性頭取之由

高百石

齋田主平

御小性之由

高同斷

柏木勇之助

元江戸金座役人之由如何なる手續も今度太
 政官會計局寶幣取調方と稱し東下りし
 長岡伊豫之介と云ふ者小梅代地町へ住居敷し
 居り慶問四月六日曉七時頃と云ふ時しき
 武士四人立入刀を振ひ其場居合せたる下
 婢二人下僕一人を切殺し下婢一人若黨一人へ

手を負せ立去る由尤主人の妾と離座敷に卧
 居り其物音に驚き覺め逃出し無難なりしと
 云右立入のものを物取あつても無之よし定め
 主意ある事なるを評判す

○ 京都より 閏四月二日出の便に云 前畧

禁裏様来る七日京都に御遷りて為在との御
 沙汰承り及び

其後の便に云同月七日

主上様滞りなく御帰京被遊の旨申來りし事

公孫孫幸
第十號

五

